横たわる。 産業保護政策をも講じざるを得なくなったという事実が 強力な輸出主体の立場を強化させていった事実、 Cはといえば、

積極的な輸出主体であると同時に、

また E 域内

フレ

置

経済の政治化」につい OECD鉄鋼委員会成立の背景

はじめに

入防圧にむかう一方で、 だには体制へのコミッ った。その背後には、アメリカが純輸入国の立場から輸 貿易摩擦の多発であり、 舞台の主役は米・欧・日の三極であるが、三者のあ 国際鉄鋼貿易の秩序は一九七〇年代に大きく変貌した。 ŀ 日本は逆に、 メントにおいて大きな違いが 管理貿易体制の定着である。 比較優位をてこに あ いっ

> Committee)が理事会決定により発足した。これは従来 置され、さらに翌年一○月、常設の鉄鋼委員会(Steel (Ad hoc Working Group on the Steel Industry) が設 の強いイニシャチブによってOECDに鉄鋼特別部 このような構図のなかで、 一九七七年七月、 アメリ

会 カ 野

林

健

度化されたことは、体制史において画期的な出来事と ベーシック・プライス制度など)とは異なる多国間協議 のユニ・ラテラルあるいはバイ・ラテラルな輸入制限措 (自主規制、 **ームワークである。鉄鋼貿易体制にマ** 市場秩序維持協定、トリガー・プライス制度、 ルチの場が制

の

本稿は、 このOECD鉄鋼委員会が成立する経緯に着 える。

目 き考察する。 国 内 国 際 の 両 次元にまた が る 「経済の政治化」

に

7 × ŋ カ の 国 四内政治力学(2)

業界はその強大な政治力をてこに東京ラウンドの政治的 三つのハードルを越えなければならなかったが、 で 合意 四 角的貿易交渉 の 推進したアメリ 立ちふさがっ 人質化に成功、 ある。 年通商法、 舞台装置とは、 では、 まず最初 を国内法制化するための七九年通 東京ラウンド 東京ラウンド 气 た障 東京ラウン M T N 政府 カ O 具体的 行政府 の Ĕ 害 c D 政治的構図に目をむけよう。 に輸入防 の に が の ひとつが 成功の ١, を開始するために必要とした七 が東京ラウ での鉄鋼 何 政治的人質=政治的取引き材料 の国際的 を意味するのであろう 圧策をせまっ ため 鉄鋼業界であっ フ 成立 ンド に レ 商協定法、 1 il ム 行政府はこれら 東京ラウンド GATTの多 ヮ たのである。 1 ク作りを た。 そこで の三つ そこに 'nς 鉄鋼 そ

> 照。 掛消費に占める輸入鋼材の比率も六五年には一〇%台 制を余儀なくされたのである。 突入し、 7 メリ 六九年から七四年まで、 業界の輸入防圧要求は カは 九五九年に鉄鋼の純輸入国に転ずる。 日 強まっ 本とECは ていっ 対 米自 た(表1参 [主規

(AISI)会長(ベスレヘム・スチール会長) に以下の項目を加えるべきとしたコ たとえば新通商法 項を含むべきこと(七四年三月二六日、 他の不公正な貿易慣行に対する救済を強化する強力な ンピ めと同様な産業別の市場秩序維持協定の締結権 資に対するセクター の関税ならびに非関税貿易障壁を含む鉄鋼その他基礎物 にうかがえる。 さて、 ング(ダンピング防止法)、 七〇年代前半における業界の (一国際貿易の流れに影響を及ぼすすべ (七四年通商法として七五年一月に成立) 別交渉、 (=) G 補 助 A T 金 1 輸 上院財政委員会での Tでの繊維取 (相殺関税法) ŀ 入規制 - 米国 の議 准限、 鉄 要求 鋼 会証 協 そ いり決 は (3)会 条 7 の ダ

きかけ S T R 鉄鋼業界は を開始する。 (特別通商交渉代表部) 七四 年 A I 通商法 S I は の成立直後 に対し、 通商法 つぎのような いから行 成立の約二カ月後、 政 府 の 働

となっ

たとは、

まず業界の要求内容と、

それを政

治

証言)。

経路をみなければならない。

圧力化するための手段、 れを知るためには、

鉄鋼業界の輸入制限要求

見

表 1 アメリカの鋼材輸入比率・相手国別構成比率

(%)

Μ 政 き (2)定 動

N が い

Ø 自 ょ

揚

で 鉄 E が

な 鋼 諸 比 の

W

ら

カュ お 12 低

Ø

策 な 税 7

を講ず

きこ

うひとつ、

米国:

鉄鋼協会七六年大会での

۲

1

ス

ラ

府 Т

国

業に 外国

ت 関

府 するこ

補

助

問

題

に

つ 外 が

き

な 鉄

ŝ 税 A

を い

説得 る政 ベ

> (3)茁 設

囯 起

錮

関

較

的

١

メ 撤 て 廃 IJ な

カ フ

市 レ

場 Ī

の ヮ いっ

転

換

輸 の (1)

F

ような国

際的

ム

ク

計 \widehat{M}

画

書

を提

出

してその

要求を伝

えて

る。 ì

繊 菜

維

協

| _ | | | | | | | | (7 | 0) |
|------|------|------|---|------|------|------|------|------|----------|
| 年 | 輸入比率 | 日 | 本 | Е | С | カ・ | ナダ | その | ——)他 |
| 1955 | 1.2 | 9.9 | | 62.9 | | 19.0 | | 8.2 | |
| į | : | · : | | : | | : | | : | |
| 1960 | 4.7 | 17.7 | | 61.9 | | 6.3 | | 14 | .1 |
| 61 | 4.7 | 18.9 | | 61.7 | | 9.6 | | 9.8 | |
| 62 | 5.6 | 26.1 | | 50.9 | | 9.0 | | 14.0 | |
| 63 | 6.9 | 33.2 | | 41.2 | | 10.7 | | 14.9 | |
| 64 | 7.3 | 38.0 | | 40.1 | | 10.7 | | 11 | .2 |
| 1965 | 10.3 | 42.6 | | 40 | 40.4 | | 6.2 | | .8 |
| 66 | 10.9 | 45.1 | | 35 | 35.7 | | 6.4 | | .8 |
| 67 | 12.2 | 39.0 | | 42 | 42.3 | | 5.5 | | .2 |
| 68 | 16.7 | 40.6 | | 39 | 39.5 | | 6.9 | | .0 |
| 69 | 13.7 | 44.6 | | 37 | 37.1 | | 5.7 | | .6 |
| 1970 | 13.8 | 44.4 | | 34.2 | | 8.3 | | 13 | .1 |
| 71 | 17.9 | 37.7 | | 39.1 | | 6.9 | | 16 | .3 |
| 72 | 16.6 | 36.4 | | 36.9 | | 6.7 | | 20 | .0 |
| 73 | 12.4 | 37.2 | | 43.0 | | | 7.2 | | .6 |
| 74 | 13.4 | 38.6 | | 40.2 | | 8.4 | | 12 | .8 |
| 1975 | 13.5 | 48.7 | | 34.3 | | 8.4 | | 8 | .6 |
| 76 | 14.1 | 55.9 | | 22.3 | | 9.1 | | 12 | .7 |
| 77 | 17.8 | 40.5 | | 35.4 | | 9.8 | | 14 | .3 |
| 78 | 18.1 | 30.7 | | 35.3 | | 1 | 11.2 | | .8 |
| 79 | 15.2 | 36.2 | | 30 | 30.9 | | 13.4 | | .5 |
| | | | | | | | | | |

输入比率=输入/見掛消費 [見掛消費=出荷-輸出+輸入] EC は9ヵ国 (資料) AISI

引き上げ、

数量割り当てなど)

7 な 0) 府

メ 玉

IJ

カ

独

自 の が

の

行

(関税

貿易

秩 策

たれ が

る

よう

際協

議 序

場 保 視

あ 動

れ

ば

の

政

が

監

ප්

れ

定

に 唱 つ ぎの 発展 お Ť よう 途上 いっ て 鉄 る。 な協議 (鋼貿易 国 (-) 今後 双方を含 の場 に 数 影 孌 め

国 は

必

要ではないとし、

先進

で を の 12 る 为 IJ 確立 最大の 講演 あ ょ 注 1 ŋ 目 同 する 妫 協 の 15 現 被 主旨 値 会国 が 在進 する。 害者 K んだ は は 際貿易委員長 行中 セ で \$ 「鉄鋼貿易政策に 世 ク あ の とな ற் る。 昇 タ 多角的貿易交渉 の Ī ح っ 鉄鋼貿易体 べ て れを是正し、 ົນ 1 お 5 Š スで ž つ チ あ 7 制 い 1 玉 メ は (東京ラウンド) 7 ル 際協 各国 公正な貿易秩 IJ 副 の 社長) カ 提 鉄鋼 議 政 案 が 府 不 業は の の 介入 題 講 可 は 欠 序 そ す 演

そのよい機会だ、 とい うも

鉄鋼貿易に関 の で ある。 そして同講演 与 する各国 政 は

間

設立。 由化を目指した長期目標の設定を目的とする国際機関 時的に採用したセーフガード措置が国際ルールや手続きに合致 (これは世界鉄鋼貿易の状況を監視すると同時に、 しているか否かを審査する機能を有する)、 三鉄鋼貿易 あ る国が の 自 の

を及ぼすと考えられる諸問題の検討

こと評価、

A T T

の場ある

いはそれ以外の場に諮問機関

を設

置 (=) G

すること

7 M 目

である。 (3) 主義 そしてそれを東京ラウンドを足場に実現しようとしたの のような多角的枠組みを政府に求める戦略をとっ 以上の主張にみられるように、 (リーガル・プロテクショニズム)にとどまらず、 業界は単なる法的 た。 保護 М F

(=)セ ク タ 1 別交渉

代表者から情報と助言を求める」 の設置を定めている(一三五条)。 おける「セ にを意味しているのであろうか。 の交渉目的 つ「交渉目的 では東京ラウンドを足場に、 の クター なか および交渉上の立場に関して民間 別交渉」であった。 にセクター別交渉を挙 ということは具体 これは大義名文=交渉 セ それは東京ラウンド クタ 七四年 Ī げ 别 (一〇四条)、 諮問委員 通商法はそ 的 部 門 12 な 会 12 の

ち取るため、

工業部

で

は

な

の

と記されている。 クター別交渉対象の一つとしてとりあげられるであろう 関する「上院報告書」(Senate Report) にはアル タト 的 TNに結びつける役割を果した。 セ クター 電子機器、 と要求伝達の経路という実体の両 別交渉にのせると明記してはいない 別交渉をめぐる政治過程をみるに 化学、 重電機械と並んで、 同法は鉄鋼 面 15 鉄鋼が工業 が、 お は い 同 問 て **%** __ 業界を 法案に 題 七 をセ 四 年 ゥ

が重要である。

という国際交渉がなぜ政治的取り引き材料となりえた 通商法にそれが取り上げられるに至った経緯と、

M

T N

化学、 まれてい 別交渉条項 う「二つの顔」を持つとされる点に関連 Karth) プ 場において、 第一の論点は、 セッ 鉄鋼などの業界がいだい 議員の修正提案によって浮上した。 なかった。 シ は = 同 アメリカ ン 法の の 同 法が 門を取り引きに使うの それは下院歳入委員会のマー 折 政 府 政府は農産物 自由貿易の促進と保護主義 ジ 秶 = (七三年通商改革法) セ 、た危惧 フ・ カ の一 部 トス ŕ (する。 つは、 で 重電 (Joseph の セ 12 機 歩を M ク は TN ク ター 械 ٤ H 含

ッ

的 たって 結着をみた。 り上げられようとの二点を「上院報告書」に記すことで 求めた。 行政府 い の 産物輸出業界の意見の対立は依然続いた。 の 条項 範囲 な利 というも 1 か ンでもとりあげられ の オフを意味するも 条項は、 Ī 電子機器、 如き印象を諸外国に与えかねないとして、 益と互恵性 セ が 15 の意見はといえば、 ス修正は上院歳入委員会のマークアップ・ 結局、 通 制 クター 商法に含まれ ō 約をはめ、 農業部門と工業部門との であっ 別アプローチを取るかの如き、 カ 化学、 の機 1 ス ので 修正 会をアメリカの交渉団は持ち得 たが、工業界 交渉の全般的利益を損ないかねな 重電機械がセクター れ ば、 は は セクター ないこと、 削除され アメリ 別アプロ (および酪農業)と農 ない一方で、 カは交渉全般に あ 鉄鋼、 いだのト STRは、 別交渉に取 ーチは交渉 アル また全体 削除 セ

> は、 同時に、 される所以の一端を示している。 それはいみじくも七四年通商法が 成功をまで保障するものではない、ということであっ こころみることに責任を負うのであって、 の含意は、 たことは業界の主張にはずみを与えたが、「上院報告書」 たが、 z きに セクター 鉄鋼業界はMTN過程で政府に その成功を義務づけられたのでは 指摘したように、 議会は交渉団 別交渉への努力を強く求められることとな が少なくともセク 鉄鋼 が 対象の一つに たしかに 「二つの顔」を持つと セ アメ 必ずしもその クター なかった。 ター別交渉 ・リカ 加 別ア ぶえられ 政 プ

だとする農産物輸出業界の主張と当然対立した。

他方、

ッ

シ

っ

ے

ゎ

П

1

チを要求するたしかな足場を築き得

たの

で

ぁ

こなうべきであるという業界の主張は、

別でおこなわれなければ一

層得るものが大きいはず

もし交渉がセ

という点に

あっ

た。

特定の産業セクターごとに交渉を

お

< する。 本、 を与える としてセ 材料になり得 なゆがみの起き易く、 さて第二の論点、つまりなぜMTNが E C が 輸出国、 アメリ 2 乜 ター ク セ 輸入国双方に重 Ŧ カはかつて、 クター別アプロ たかという点である。 ì 別交渉に であるという理 また輸入国 の せ 繊 たが、 1 大な経済問題を生じさせ 維 は生 チに反対したことに 由でM **今** 回 それ 産・ の経済に大きな影 改治的 は TNにの は、 貿易が変動 なに 鉄 |取り 鋼 よりも ŧ が 起 引 周

₹

的

1 ク を

セ レ

方、

H

本はとい

えば、

鉄鋼には

一周

期

的

いなゆが

゚み

セ

ク

といっ 鉄鋼問題をできるだけ二 た特異性はないことを立証しようと努めた。 一国間で 問題が生じた段階で処理 維 の 教

訓が したいと考えたが、そこにはつぎのような 目別にあまり大きく増やしたり減らしたりできな しくなり、 リティ 品 作用 目別の規制になると競争力の強いものに対して厳 **加していた。**(6) (シフトの可能性) 管理も大変である。 を枠の何%と固定すると品 また、 枠間 「繊 のフ レ また、 牛 シ

(=)三%とするかの交渉は相当困難 び率を一定に定めるわけで、 て六%ということになったが、これを六%とする 取り決め直前の一年間の実績を基準にして年々 繊 であ 維につい る ては原則 とし の か 伸

常に大変である。

板

類、

条鋼、

鋼管につきそれぞれ何%と決めるのは非

定セ

また、 上国の立場を巧みに らび台湾、 発展途上国問題に関連して、 鉄鋼の場合は E \tilde{c} の主張 韓 国 [も輸 は、 H 本 利用しながらきめた面もある。 出国で 一だけ より原則 が叩 あっ 論的 たの 繊維の場合は日 か れ で なものであっ る お そ H 本 n が は ある。 発展途 本とな た。

> た(デ で あった。 までも 的利益としての互恵性が確保されるか疑わ とであり、 解決法にとっ 定したのちに、 かえれば、 ター クターの 「補助 别 セ アプロ いうまでもなく、 採用するとしても、 問題解決に活用すべきである、 クター別アプローチでは交渉参加国の全体 て替わるものではありえないとした。 的技法」であって、 それによって十分カバ ーチ は東京宣言にもあるとお 日本もこの立場に与してい 交渉の一 交渉の一般的な枠 1 ౘ 般的解決策 れ しいというこ ということ なか り、 あく た特 が 組 確

際的な次元で成立させるには トが不可欠であり、 ら二重の圧力を受ける立場に置かれ 1 以上みたように、 チを無理押しすることは交渉成立 両者が強く反対するセ アメリ カ政府 H 本、 は E K ていた。 。 C の 内 の 足 国際 か ク = ター せ ? M E TNを国 の次元 になる危 ·別アプ ۲ メ カゝ

こたえる必要があっ 同時に、 険を内包していた。 合意されたとしても、 題以 上の難問 7 メリカ政府は七四 が数多く残され 実際、 た。 それを議会が受け入れなければ徒 仮に М M 年 TNの成立に 通商 T て N が いっ 法 た の国 ので 各国とのあいだで ある。 は、 内)的要請 セ し ク にも Z かゝ

問

鋼業界 連 んら 法 n 込むことに成功した議 が 議 るとは考えられ あ ゕ 成 員 進捗を B 立 のような状況下、 ic が た。 議 の 会 日 こみない すで 定の満足を供 の (七五年 審 てそれ に 議期 なか 場 七 一月三日) 奇 四 簡 に授権され を見逃 ァ っ 会 年 として少なくとも半年をみる必 た。 通 メ Μ が ij 商法 T 議会に N合意 より か カ す セ んばず つ国 政 た交渉 15 ク 府 タ 起 乜]際場 強 は をす 算し ĺ 1 ク 国内 権 い 别 タ な 裡 影響力を持 かゝ 'n 1 て 7 業界、 な Ŧ. プ 别 は に っ 一年で お た りと受け p 交渉 ኒኑ 1 鉄 て チ を あ 年 鋼 íz 盛 M b 通 つ 鉄 夣 関 入 な T ŋ 商

Ξ O Ē C D 鉄 鋼 特 加 部 슺

か

ら

7

×

ij

カ

N

の

足

か

せ

とならない

オプ

シ

を模

A

Т

Т

代

しうる

政治的

解

そ

n

が Ħ

o ン

E

 \bar{c}

D 索する。

で

あ

っ

た G

たため 車 期 て ば it て Ħ 七 具 カ フ 本 六 年 体 日 ì オ タ 的 本 \mathbf{E} 末 な ١, ī C 政 コ Ε に カゝ ₹ 権 C ځ らカ 対 ッ の U 誕 ١ 1 働 生 ては メ き タ をまって作動 政 ン] カュ ١ ے け 府 の を開 をする意図 の は 政権 G ような政 始す A T T 移行期 る。 はな 七 治 힔 四 外 的 ځ L ?空白期 の場を 年 か 重 か 一なっ しこ 四 っ 月 た。 15 に て の 求 歯 あ 時 お い め

> る米 つ っまり 日 O 欧 \mathbf{E} C 間 D 0 O 事 場で 前 折 あ 衝 を経 T Z とっ の 結 15

お

わる。

限

七

四

る。 1+

集は事 Ļ Ļ その か П が 事 満 れ の 会にアド 7 かつ、 米、 会合は事 たさ るとされ 設立 結 メ 務局 果 ij Ħ れることを の カ 開 長が ため 同 の - 務局に 催 部 E 強 朩 C 間 会は 日 おこなうものとされ、 の ッ K 事 ·要請 ク • よる鉄鋼業に関する事 前 務 つ の O v 事 提 E 局 グ により、 前折 て関係各国 C 原 に承認され ル \mathbf{D} 案が提出さ 1 衝 事 プ で付託 務局長直 七七年五月 が た。 以下、 また、 合意したとき 事 れ すなわち、 項 属とし、 事実調査 E 討 鉄鋼 の 以下 合意 議 O ප් 特 E

ற்

そ

の

が が

に

開

莂

れ

た。 部 D

C

会8理

積極 情 問 なり体してい は \mathbf{D} 価格輸出問題など) 勢把握 事 題 7 7 メ 務 的 メ (過剰設備問題など) 局次長 ij IJ 15 関 の カ カ ため 玉 与 はこの 1務省出 たと思わ してゆ の 7 チ 特別 メ ャ を討議する場としてこ ij 身で ĵ ۲ د れる。 カ ル 部会を、 に あ 部 お ズ 9 公設置 ょ お び循環 8 彼は、 ゥ 鉄鋼業 Ť 7 ッ ١v X ŀ の てい 部 ij 事 的 ン 会設 問 カ が 務 の れ る 政 就 担 題 直 を位 置 当 が 府 任 面 (不況下での 承 「する構 の L 15 そ 認 意 た 置 は の 直 向 づ が O 際 後 け を E 造 C 低 的 カゝ

CDに戻ったと推 格を持つ)に目をとおし、 済学』(これは対日・EC批判のための理論武装の皆という性 ドラフト段階での米国鉄鋼協会白書『国際鉄鋼貿易の経 無察され その主旨を十分把握してOE

\$ 7 最 口 Industry, June 1977) を中心に進められた。 「初の作業として世界鉄鋼業の情勢につき事実調査する 開 のであった。 さて鉄鋼部会は七七年七月から七八年九月の間 查報 か れるが、 告書 ŀ (権限の委譲) (The Situation 事実、 その性格はあくまで暫定的なものとされ、 第一回の会議では事務局が用意し を与えられ Ħ the ただ Iron け の and ル に 1 Steel 計七 スな

Ŕ 各国 で 語感が強すぎるとしてこれに強く反対、 でも事態は進展してゆく。 7 度 な ある。 ル このようなアド・ という名前 のすみや 間 チ がちである。 に大きなバ の場では明 多様な情況認識、 か な発足を重視して、「情 を原案として持っ 確 イ ホ アメ はな情報 ァ ックな協議体ではあったが、 ス ij が カは あり、 利害を持っ ひとつは、 が不可欠であるが、 「モニ Ź またタイム・ ぃ゙ヽ たが、 タリング・ た主体 情報収集シ 結局アメリ 報 収 E が構成 集制 で は ラグ 実際 シ ステム その をと には 次する それ 度 カ ス は テ

である。

会議に提案、 (system for gathering information) 合意された経緯がある。 という呼び名を本

て、 ることが了解され、 業における構造変化、 されるであろう、という認識である。 性格が加わり、 深めつつあるが、 いること、 ること、 ており、 なわち、 認識がひとまずもたらされた点である 第二は、 一国際貿易の発展、 その結果、 雇用水準や OECD加盟国の鉄鋼業は深刻な不況 また世界的な能力過剰問題 先進国鉄鋼業の直面する問 景気後退期における苦況は将来も繰り返 これに鉄鋼業が有している景気循環的 政策論議 経営状態に大きな問 部の国は緊急の対策にせまら の三点が次回会合の優先議題とす ||鋼材の価格決定、 へ の 彣 がが 題 そしてそれを受け は カゝ (第二回会合)。 長期化 題が b についての が生ま 三世界鉄鋼 生じつつ の様相 に直面 ñ たの 共 れ す を 7 あ 通

(-) 出されたことである(第三回会合)。 第三は、 して持続的 構造調整、 難をともな 以下のような原則がコ に優先的な注意を払うべきであ 近代化が長期的に必要であり、 い また時には苦しみをともなうが ン 乜 ン サ スとして生み る。 ح そ れ に 過 対

程

は 困 内点で、

の大枠

が定まり、

実質的な協

以上みたように、

の場では第三回会合

が

終

る、

ン

۲

段階 た時

に

整 議論 OECD

っ

カゝ

の感

あった。

かし は

は る

O

C はい

の枠 る準 ひとまず

開 た

をみ

せ

る。 が

米

E

切

迫 事

自

国 \mathbf{E}

地 D

域

の 外 備

状況に対 で急展 が

Ĺ

あらたな政策対応をせ

į す 態 議 っ

P

り、 X あ る。 ン 調 13 整 1 国 の 国は国 重 荷 を他国 際的 [な枠] に転嫁することは避けるべきで 組みのなか で協 協調すべ きであ

(=) 基本問 性と整合性 n によっ お い ょ か なる 題 Œ て見い出すことはできな 世 の い 界 応 。 の あ 急措置 かなる解決も、 の鉄鋼業を合理 るも のでなけ ф. 国際貿易の自 量的 ればならな 化するため な規制 山 ō に依存するこ かつ公正)長期 鉄鋼 的 業の な流 必 夣

(三)

価

格

の問題は特に留意されるべきである。

需要低迷

主義的手段を避けつつ、

の る 失を与えてまで、 け入れることは ろう。このような時、 期には価格が下落し、 で あるべ かなる措置 **、きである。** しない。 \$ 不当な低価格による大量の輸入を受 従来の貿易パ どの国も自国の生産と雇 赤字販売の傾向が出 しかし、 こうした輸入に ターンを考慮したも てくるであ 角に損 対す

> で しゝ

シッ られていた。 (Trigger Price Mechanism) Ź プライス制度および主要貿易相手国との二国 アメリカによるト であり、 ij ガ゛ Į E C に プ ラ ょ 1 る ス 制 間 ļ 度

協定

の導入であ

カ

場閉鎖、 訴に対応すべく、 応した議会からの けて燃え広 1 タ レ Ī イ・ 政権 が っ た国 オフ、 が導入したTP) 圧力、 また数量規制というあからさまな保護 [内圧力への 業界・ 業界による一 労組 M 対応として生まれ の は 七七 ㅁ 連 ピ 年夏 の 1 ダンピ Ì へから イ ン グに た。 萩 ン に 提 エ カン

めに 併行して「ソ 的には、 を下まわる輸入に対してその司法手続きの迅速化 ある。 わゆる は投資の促進が というもので ン グ 調査の価 Ի IJ 「ソロ 世界でもっとも効率的 Ħ ガ ÷ モ Ì . ・. あっ 格基準 とは ン・レ 不可欠であるとし、 た。 レ 「引きが ポ ・ポート」(七七年十二月六日発表) (ユ) 行政措置が導入された。これが (つまりトリガー) また、 1 ŀ ね な日本の生産コストをダ は、 このような輸入 を意味するが、 鉄鋼業近代化 税制 として、 上 一の優遇 をは 対 これ 策と の た か

環境 Μ 究政策の K よる価格支持をとおして企業収益を確保し、 整備とい っ た国内措置をも 勧告している。 それ Т

27

を通じて投資の促進を期待する以上、 不可欠であっ た これらの 政府助 成

ধ をEC委員会に求めた。 めるため、 余儀なくされる。 域内需給、 他方ECも、 輸入鋼材に対する価格、 価格が改善されないことから対策 七七年当初に着手した危機対策 EC業界は国内需給措置 EC外相理 数量両 事 会は十二月、 面 を効果ならし の規制 の強 によ べ 措置 2 化 を て ı

₹

ス

度なども実施され の ル 刺 で作動し始めるのと併行して、 このような米、 激が ばら実施された。 (2) (2) 入力されてゆく。 ECにおける施策が 東京ラウンド交渉 OECDにもうひとつ ュ = バ (M T N) イの レベ

た

定

七八年 ク

一月

いからべ

1

シ

1

ッ ク ・

プライスを下まわる アレンジメントを決

ま

シ

プライス制度および二国間

輸入に対しては暫定関税が賦課されることになった。

格制度や企業別出荷割り当て制

四 東京 ラウンド -の進展(13)

本格化である。

圧力をひとまずかわし、 7 ij カ 政 府 は フソ p 政治的モ モ ン . レ ラト ポ ì ij ᅡ アムを手に入れ IZ よって国内

> 付表を参照のこと」。 ようとして い た〔東京ラウンドの進行経緯については稿末 る が、 この時期ジュ ネ ŀ ブでは本格的な交渉が開 始され

出 税措置等に関する国際コード案の提: 渉プランについての合意、宍リクエストの提出、 交渉プロセスを完了させるとの了解に達した。 長と会談、 ì これよりさき、 " ラウスSTR大使は七月にECのジェンキンス委員 ۲ である。 (七七年五月) 翌七八年一月十五日頃までに以下の四段階の ストラウスは、 MTNの成功をうたっ 合意をフォ イニ u シャ 1 픥 ル アップすべ たロ 四) • オファ オファ ンド ()関税交 (三) 非関 · Ì 1 提 の 提 サ 出

また、 助長させ、 後の二国間交渉を三ヵ月で終了することを強く希望して れ以上東京ラウンドを遅らせることは保護主義 いたと言われるが、 大統領選挙とアメ さしせまった問題としては、 タイミングをうまく調整する必要があっ 世界貿易を縮少均衡させる危険が強まること、 ij この米・EC間了解の背景には、 カの中間選挙が予定されており、 翌年には フラ たことな の 'n 動 きを ス ح の

この 指 **米** 摘される。 EC了解を受けて七七年秋以降、 主要国 蕳 で

ع

が

また M

アメ

ŋ

カ

政

府

に よっ

た。

メ

ij

政 ャ

府

は ブ

うイニ 7

シ カ

チ

ક

|鋼特別部会を常設機

ようやく本格交渉に

は

しっ っ

たので

あ

T

N

税の引き下

をオファ てとられ 関にするとい

ーするのみで自分達の

線

的 益

な

対 は が

応 な 関

をせまられていた。

3

な

いう鉄鋼業界

の不満

に対し、

より説

組

み

more

permanent structure)

が必

要である。

鉄 仕

(鋼問題は短期間に解決されないのみならず、

は 十八日)、 (同月二三日) !四○%にするという案が生まれてきた。 Ţ æ オ 北欧 ファーを提出したの 也 Ì と続いた。)諸国 (同月十九日)、 ・方式を採用 は H E 本で 加重平均 あ (同月二〇日)、 り 最初にイ (七八年一月 引 ; き 下 Ė げ 米 シ 率 協議

が

お

こなわ

'n

鉱工業品

の関税引き下げに

つい

ては

Μ

間交渉が 影響を受けつつも、 油危機の発生や米国 こに七三年九月の「東京宣言」に始まっ を七八年夏までに実質完了させることが合意され 公式閣僚 イニシ 主要国による関税、 レベル会合におい 開始されたわけであるが、 オファ 具体: の t ì 非 的 匹 により、 関税措置 て、 な 年 タイ 通商: 米 · 法成立 ۵ い および農産物につい . よい E _ \tilde{c} 月 ス の遅れ ケ た M お よ本格的 よび ジ 日 間 ,7 TNは、 によっ で M 四 ì た。 月 な二 ル の Т の j て 石 ح 国 て 非 N

の

参

た。

護主義を助長させる危険をはらむなどとして疑念を提し、

関係のあいまい 化などに実質的 貿易措置の その背景には、 カ政府 ついての完全な意見の一 そろい、 この 加 Т は N が問題を複雑化させる点、 日本、 ī アメリカ提案に対 国 お 事前協議、 間協議 い て主要各国 z, 現行の枠 ECに対し常設化 成果が期待できないこと 他 が 進行 の 既 存 組 セ 致がないこと、 Ü ク みには の貿易ル し始めた七八年三月、 の ター イニシ E 管理貿易を正当化 へ の ć の 「何をなすべ 提言をおこな 1 + 波及、 日本 ル ル へ の 15 各 1国が導っ は ついての オ 不 発展途上国 M フ T 満 き 7 かし 7 が 入する Ī ع 明 た メ あ が ij 出

天谷通: のストラウスSTR代表 では調整可能な範囲にとどめられる。 ることの方が先決ではない さきに発足した情報収集制度の効果的な運用を促進 がもたらされた。 このような意見の相違も、 産省基礎産業局長の三者協議でつぎのような基本 (--) 国 際 11 協 かとの立場をと ダビニオ MTN促進という目的 力のための、 ンEC委員会委員 七八年四月二五 より永続的 の H 前

将来も繰

従 して ^返し発生する可 来より広い 処する必要が 7 ンデート 能 ある。 性 が ・をも あり、 二鉄鋼問 う国 **今**回 際 的 題 の フ の 危 検討 機 レ Ì の 経 ۵ K うい ワ 験 を活 1 クを て

措置について、 が 出 検討をおこなう必 設立し、 取り す必要が ·扱う問題として以下の 政策討議および ある。 明 シ要が 確 また同時に、 な方向づけとコミッ あ)共通 る。 諸 (三)各国 の関 点が挙げられ あらたなフ 心 事 の 協 項たる関連分野 ١. 岃 レ お メント よび個 1 ム - を打ち ヮ 莂 1 2 の Ó

(三)鉄鋼問 の 変化 鉄鋼需給 紫の雇 0 題に フ 状況 関 用、 П する共通 1 利潤、 投資、 の見通しおよび必要な場合に ・および 生産コスト、)将来見通 生 産 性

等

別部会の発展的解消

が望ましいとした。

の

ファォ

U

1

(四) G は |知望ましくない鉄鋼投資の拡大を回避するため 合性を確保する観点 ガ バイド ATT等の国 ライン の 際 作 から ル 成 1 あ ル 各国 ガ イド 鉄鋼政策 ・ライ の ンに レ ヴ 対 ハする整 ó ガ 1 ィ

Х

0 れ る。 畤 第 三者了解につい 期 は が ح Μ T N の ŕ ては の 解につい 実質妥結のめどとされた七月中 以下 7 の二点が の 関 **K**係各国 特 12 の 重 同意取 要 と思 b ゎ

ŀ

・ライ

ンの作成

うに、 旬 いたからである。 に設定されたことである。 あらたな常設機関 の創設がMTN支援を意味して これは| 再三 |指摘してきたよ

カン

保留した。 上国を参加させる点で問題があることから、 C間に意見の一致がなかっ 第二は、 õ Dがゆるやかな拘束力しか持たないこと、 一方、 新設の場をどこにするかという点で日 日 本、 E C は たことである。 OECD の場を考え、 アメ その態度を 発展途 リカは 米 特

o \mathbf{E}

Ě

特別 るかも 問を呈した。 をどこまで永続的なも 参加国の意見が求められた。各国 ての ゚゙ン 新しい常設機関をめぐる論 ノギ 部 ECDとする点で原則的 論議され 1 会 シッ (七八年六月)に 出さ また、 プとの 兼 鉄鋼中進国 ね のにするかと 合い 議は当 についてどのように れ な の 参加 の 反応は Ħ ||然その 致が いう点では 問題とOEC 米、 あっ あとの 7 たが、 ノメリ E C 以 E ć 力 第 対 Ď を そ が Ŧi. 除 の 疑 れ の 回

い

新機 メ 設 貿 置 ン ŀ が の 場と構 市場分割 に 関 して 成員 の い 方向に < 0 範 ぅ か 囲 む 12 の かう危険性、 問 加 えて、 題が浮き彫りに 新設 鉄鋼 機 関 貿易 2 の れ コ た。 の固 ₹

ŀ

事態 な意味を持っているが、 る 旦 る 米・ が集中 たり、 対立である。 時期までに E 合意に達するという了解のもとに 乜 ス の 数 オ × ゥ ح 別 関 声 ż カ はこじれ、 農産物をめぐる日 タ 'n 7 E C 朔 国代表団 7 日本、 する了 的におこなわれた。これは七月中旬をめどに 第五回会合の約一カ月後、 貿易の縮少均衡を招来する危険の カの 1 プ 1 ú -別交渉 1 'n デ した関税引き下げ案を大幅に撤回したため、 「東 <u>ہ</u> 「七月中旬了解」をはばむ問題が発生してい 意 ì 解 選択 またこれに加えて、 カ 向 チ] 声 (結 明16 局、 ぁ (京ラウ ナダ等の主要国閣僚を含めたMT の場であってはならないと考えてい 、と重複する危険性などが に ス 枠 韵 原則的に同意しつつ、 イスなどから出された。 組み 乜 を出すにとどまった。 「東京ラウンド交渉の現 ンドの包括的パ ーフガ 本 が得られた」 米 稿 補助 ードをめぐる日 ジュネ 七月に入るとEC おこなわ 金 とする点で積 相 ケー Ĕ 1 あるリジ 市場分割 殺 れたが、 ブにおいて米 日本もまた、 ć 関 もっ ジの主要要 状 税をめ E C間 カ 12 <u>ل</u> ع Ñ ッ 15 ナ 関 この 極 実質 交渉 走っ が た。 ダ ŀ 的 す ぐ の な

> 鉄鋼問題も含まれ 「工業品関 税 ている点に特に注目し の項目のなかでつぎのように述べら したい。 鉄鋼 問題

定化に

-. 加

扣

一する危険性、

GATTの法的枠

組

み

Ŕ

セ

ク

タ

は

ている。

ととなる。」 品に関する東京ラウ のような決議を適当な時期に採択することは、 が設立されることとなる鉄鋼に関する多角的 「代表団 に関する討議 は O E C D が 進められてい ンドにおける交渉を容易にするこ っ 枠 組み の ることに留意す な カゝ で、 鉄 鋼 決議 鉄鋼 á。 委 員 の 準 製 そ 会

備

如実に と交渉内容に論及しているのと比較すると、 ないし阻 問題が、 この文言は、 要請 層めだつ。 最大限の自由を交渉するとの 「国際的 示 「関税の撤廃および他の措置による貿易 によるとい 害的効果のできうる限 て なフレ もうひとつの具体的記述品 鉄鋼に関する論及 , う事 1 厶 実は、 ヮ Ī ク りの 7 を必 が、 目的につき合意した」 メ IJ 軽 要としてい カ 7 減または廃 、メリ が 目 Iであ しゝ その特 カ代表| か る とこ た 国 制 止を含 航 限 団 空 向 的 機

れ この代表団声明はその二日 MTN完了が同年十二月十五日とすることが声明 後 つのボ ン ・ サ ŝ ŀ で支持

のテー

7

に関連した項目

H

ප්

けに 強い が 一

දු

ñ

るが、

ボ

·

サ

ミットの十日後、

o

E C Dで

は第

六

決議案につき協議されたが、 回 式決定されたのである。 大枠に合意が生まれ、翌十月二六日 鋼委員会の設立は九月二〇、二一 こんだことなどから具体的な結論は生まれなかった。 鉄鋼特別部会が開 かれた。 委員会設立に際し多くの MTN終了が十二月にずれ この場では委員会設立 日の第七回会合でその の理事会において正 ・議論を 鉄 の

られる場合、 委員会参加の すなわち当該国が委員会の作業について妥当な範囲内で の参加が委員会の目標を達成することに貢献すると認め 可能であり、 、である。 る。 加盟国と同一のコミッ かつ負うことに同意すること、 ŀ メントを負うこと 非加盟国

Commitments)' 面する 「諸問題」 (Problems)、 Functions) 理事会決定の が記されている。このよう(ほ)、「当初の作業計画」 目 :標」(Objectives)、「委員会機能」(Com-「当初 「付属文書」には、 の このようなセッティ コミット 各国政府が協力して解決 (Initial Work Pro-ハム」 (Initial 鉄鋼産業が ン グ 直 か

> らすれば、 対立を交渉で解決する場ではなく、 プよりもはるか ラ ECDのような意見交換・合意形成を重視する が直ちに ム」では この委員会は 実際の機能を保障するとは限 なおさらである。 に整備された組織体といえる。 いままで それ の もっ は各国 ワー とゆるやかな調 + らない。 の深刻な利害 ング・ し かしそ 「フ そ グ れ ル

O れ

Ì

五 結 語

整、

の場なのである。

よんだ非加盟国問題については、

以下の条件を満たす場

委員会は参加招請を理事会に提案できるとされた。

総会で正式承認)。 鋼委員会は七八年十一月二〇日に開催される か たアメリカ政府の行動もひとまず成功をもたらした。 て成功を意味していた(七九年十一月の第三五回GATT え、それがひとまず成立したことは自由貿易体制 制 7 東京ラウンド 化するための「七九年通商協定法」が成立した。 カ メリカ政府が連邦議会にM 以上が常設委員会成立までの大筋である。 月前であっ 世界鉄鋼業がかかえる構造問題は、 がセ た。 と同時に、 ーフ そしてその半年後、 ガ 1 OECDに政治的解 ド問題を積み残したとは TN締結の 意図を通告する M T N を 国 便宜的な政治 が 第 を求 それ 回 の鉄 め は

は稿をあらためて論ずべきテーマである。 は稿をあらためて論ずべきテーマである。 は稿をあらためて論ずべきテーマである。 は稿をあらためて論ずべきテーマである。 は稿をあらためて論ずべきテーマである。 は稿をあらためて論ずべきテーマである。 は稿をあらためて論ずべきテーマである。 は稿をあらためて論ずべきテーマである。 は稿をあらためて論ずべきテーマである。

(1) 「経済の政治化」とは、かつては技術・実務 pp. 11--64.『対外経済政策の基本』(対外経済政策研究グ 傾斜が強まる状態といえる。 則対国内的価値産業本位、 Hirsch et al., Alternatives to Monetary Disorder, 1977 保護貿易、 これを本稿のテーマと関連して図式化すれば、 過程と国際政治過程が連動されてゆくメカニズムをいう。 国内政治や外交の主要争点に転化され、さらには国内政治 処理されたり、市場の力にゆだねられていた経済問題が、 国際的ルール対各国別裁量性、国際比較優位原 の各次元において、後者への 詳しくは以下を参照。 自由貿易対 レベ ル

- プ、一九八○年)所収の兼光秀郎論文、八四―一二七

頁。

年)所収の佐藤・ホディン論文、三七―九八頁。 年)所収の佐藤・ホディン論文、三七―九八頁。 年)所収の佐藤・ホディン論文、三七―九八頁。

- たい。(2) 本節は拙稿「保護貿易の政治学(1)」『法学研究』(2) 本節は拙稿「保護貿易の政治学(1)』『法学研究』
- (3) 業界の戦略は全米鉄鋼労組(USWA)のそれと基本的に同じであったことを指摘しておきたい。たとえば以下の論稿を参照。F. G. Jaicks "The Steel Import Problem: The Steel Industry Viewpoint" Lloyd McBride "The Steel Import Problem: The Union Viewpoint" in Free Trade, Fair Trade, and Protection: The Case of Steel, The Kent State Steel Seminar, 1978, pp. 1—11, 68—88.

章

- (10) I. M. Destler, Making Foreign Economic Policy, 1980, pp. 157—158, 178—179.
- 指示している。 は、フォード大統領はSTRに対し、特殊 出組合月報』一九七七年三月号、一九一二二頁。なお、一
- 題』一九七七年版、九頁。(7) たとえば以下を参照。外務省経済局『世界経済の課
- (8) OECD鉄鋼特別部会および鉄鋼委員会については下れた。 Table 「OECD鉄鋼特別部会および鉄鋼委員会については下れて、 Table では、 Table で
- (9) 佐野論文、前出、一七頁。野本論文、前出、二六頁。

- (国内、輸出)、四長期的構造変化(自国および非加盟国の総額=輸出入先別、特定製品の輸入量・額)、⊖鉄鋼価格新規受注、受注残髙、屈用)、⇔国際鉄鋼貿易(貿易総量・のとおり。⇔一般的鉄鋼指標(粗鋼生産能力、粗鋼生産、各国が定期的に提出することになったデータの概要は以下
- 1977. 佐野論文、前出、一七頁。 (19) OECD Press/A (77) 54, Paris, 30th November, 長期的生産能力等に関する情報)
- (A) Interagency Task Force on Steel, Report to the President: A Comprehensive Program for the Steel Industry, 1977.
- (12) シモネ・プラン(七七年一月)、ダビニオン・プラン(七七年五月)、新ダビニオン・プラン(七八年一月)と続くEC共通鉄鋼政策については以下を参照。島田悦子「欧州鉄鋼業の危機対策と構造改革」『東洋大学経済研究所研究年報』第四号、一九七九年、一八二―二一三頁。René Joliet, "Cartelisation, Dirigism and Crisis in the European Community" The World Economy, January 1981, pp. 403—445.

and Thomas R. Graham, "United States Congress and the Tokyo Round: Lessons of a Success Story" *The World Economy*, June 1980, pp. 53—70.

- 14) 佐野論文、前出、一九頁。
- があろう。 対米コンセッ 八〇年代に入り、 H しかし当時は日本を悪者扱いする雰囲気がいまだ強 始めから、 国鉄鋼業をめぐって」における発言、六頁。 けです。」『鉄鋼界』一九八〇年六月号所収の座談会 ため、 ことから、日本がこれに協力すれば成立する状態に た方が進めやすいこと、一方、ECもほぼ同じ状態にある より、国際的な産業調整を行っていくという看板をか 産業政策的なことを行っていくとしても、米国単独でやる 関連していよう。「米国としては、 達が導入した措置を国際的に認識させる場と考えたことと 現をしている。これは、米、ECがOECDの場を、 「際競争力をこの時期に持っていたからこそ可能 うオプションを選択した。 本としては、 同右。天谷はこの会合の雰囲気について次のような 鉄鋼委員会の設置は、 OECD鉄鋼委員会はわりとすんなり設立されたわ 前年のような輸出ドライブを抑制していたが、 ションのひとつでもあった点を指摘する必要 米欧に譲歩しながら、 情勢は徐々に変化しているといえまいか。 しかしこれは日本が圧倒的 日本にとってMTNのための ソロモン・リポー 貿易秩序をまもると 日本は七七年 であっ かった。 「先進 あった 自分 か な
- 掲載されている。(16)『東京ラウンドの全貌』前出、五二―五七頁に 全文が
- 17 加打診が行われたのはインド、 Press/A (78) 43, Paris, 27th October, 1978. なね、ぉ スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国。OECD である。 ルトガルは後日に参加。 タリー、 ンド、フランス、西ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イ ち、以下の二〇カ国およびECである。オ オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマー 委員会設立時の参加国はOECD加盟の二 日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、 また非加盟国のなかで、後日に参 メキシコ、 ブラジル、韓国 1 ・スト ク、フィンラ 四 ラリア、 力 国
- 登料〔Pross/A (78) 43〕に公表されている。 3) 理事会決定および同附属 (ANNEX) については前出
- であることはいうまでもない。(OECD理事会第六作業部会)が直ちに念頭に浮ぶ。これらのセクター間比較が次の研究テーマであるが、そのこれらのセクター間比較が次の研究テーマであるが、そのれに各種一次産品の協定を加えれば、かなりの数にのぼる。これらのセクター間比較が次の研究テーマであるが、そのは、19)この種のフレームワークは繊維(GATT)や造船であることはいうまでもない。
- 図) OECDの機能、問題点等については以下の論稿が有用であろう。Miriam Camps, "'First World' Relation-ships: The Role of the OECD" in John S. Marsh et al., European Economic Issues, 1975, pp. 211—263.

- 1978 1.18 日本,関税,非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファーを 提出
 - 1.19 北欧諸国,関税,非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファ -を提出
 - 1.20 EC, 関税, 非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファーを 提出
 - 1.23 米国,関税,非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファーを 提出

非公式閣僚レベル会合開催(ジュネーブ)

- 4.9~10 非公式閣僚レベル会合開催 (ジュネーブ) (日,米,EC は,7月中 の交渉実質妥結を合意)
- 6.19~20 日・米・EC 閣僚レベル会合開催 (ワシントン)
- 7.3 第8回貿易交渉委員会(交渉の進捗状況をレヴュー)
- 7.10~13 非公式閣僚レベル会合を開催(ジュネーブ)
- 7.13 「東京ラウンド交渉の現状に関する数カ国代表団声明」を発表
- 7.16~17 ポン主要先進国首脳会議(細部にわたる交渉を 1978 年 12 月 15 日迄 に完了することを合意)
- 11.15~17 日・米・EC 閣僚レベル会合開催 (ジュネーブ)
- 12.18 東京ラウンドに関する日米共同声明発表(ジュネーブ)(日米間の主要問題について大筋合意)
- 1979 1.4 米政府, 議会に対し東京ラウンド交渉締結の意図を通告
 - 3.28 米国,相殺関税ウェーバー延長法議会通過
 - 4.3 EC 外相理事会 MTN パッケージに原則的承認
 - 4.11~12 第9回貿易交渉委員会(「調書」を署名のため開放することを決定)
 - 4.12 「調書」の開放(日,米,北欧,スイス,豪州等12カ国及びECが 同日中に署名)
 - 7.11 開税プロトコールを署名のため開放
 - 7.26 米国の 1979 年通商協定法成立
 - 11.26~29 第35回ガット総会(東京ラウンドの交渉成果を正式に承認)
 - 12.17 東京ラウンドで作成されたコードの署名式

『東京ラウンドの全貌』48―50頁より作製

付表 東京ラウンド (MTN) 主要日誌

| 1973 | 2.5 | ガット理事会(閣僚会議の東京開催を決定) |
|------|------------------|--------------------------------------|
| | 4.10 | 米政府,「通商法案」を議会に提出 |
| | 6.25~26 | EC 外相理事会,新国際ラウンドに臨む基本方針を決定 |
| | 8.31 | 日本,「新国際ラウンドへの参加について」閣議決定 |
| | 9.12~14 | ガット東京閣僚会議(東京宣言採択、東京ラウンド交渉正式開始、貿 |
| | | 易交渉委員会を設立) |
| | 10.3 | 米下院歳入委員会,通商法案を可決 |
| | 10.24~26 | 第1回貿易交渉委員会(作業計画,機構問題を討議) |
| | 12.11 | 米下院本会議,通商法案を可決 |
| 1974 | 2.7 | 第2回貿易交渉委員会(準備作業グループを設立) |
| | 7.17 ~ 18 | 第3回貿易交渉委員会(今後の作業計画を検討) |
| | 11.20 | 米上院財政委員会,通商法案を可決 |
| | 12.13 | 米上院本会議,通商法案を可決 |
| 1975 | 1.3 | 米大統領,1974 年通商法に署名,同日成立 |
| | 2.11~13 | 第4回貿易交渉委員会(関税,非関税措置,セクター,セーフガート |
| | • | 農業及び熱帯産品について交渉グループを設立) |
| | 7.15~16 | 第5回貿易交渉委員会(交渉の進捗状況をレヴュー) |
| | 11.15~17 . | ランブイエ主要先進国首脳会議(1977 年中に東京ラウンドを完了す |
| | | るとの目標を提案) |
| | 12.9~11 | 第6回貿易交渉委員会(1977年中を交渉終了目標とする提案を支持) |
| 1976 | 3.1 | 日本等先進国は熱帯産品オファー・リストを提出 |
| | 6.27 ~ 28 | プエルト・リコ主要先進国首脳会議(東京ラウンドの 1977 年終 結を |
| | | 再確認) |
| | 11.5 | 第7回貿易交渉委員会(フレームワーク・グループを設立) |
| 1977 | 5.7 ~ 8 | ロンドン主要先進国首脳会議(交渉の重要な諸分野において 1977 年 |
| | | 中に実質的進展を図ることを合意) |
| | 7.11 | 米国のストラウス大使及びECのジェンキンス委員長は,東京ラウン |
| | | ドを促進するため1978年1月15日迄の具体的交渉スケジュールを提案 |
| | 7.27 | 農業グループ(交渉日程を決定) |
| | 7.28 | 非関税措置グループ(交渉日程を決定) |
| | 11.28~29 | ガット第 33 回総会(日本,関税のイニシアル・オファーを 明年 1 月 |
| | | 15日迄に提出する旨を演説) |

のみに責任があることはいうまでもない。

川人清(ミドル・テネシー大学)「鉄鋼貿易をめぐる国

*

(追記) 御礼申し上げる。ただし本稿の内容についてはすべて筆者 下記の研究会報告から多くの示唆を得た。講師各位に厚く の一部である。本稿執筆に際しては同プロジェクトによる 治的側面」(文部省科学研究費、五六~五八年度)の 本稿は法学部特定研究「国際経済摩擦の法的・政 成果

> ※戸田弘元(日本鉄鋼連盟)「国際鉄鋼貿易体制の変容」 際経済摩擦」八二年三月一二日

八三年三月一八日

同

※鈴木公郎(新日本製鉄)「鉄鋼産業・貿易と多国間協議]

(一橋大学助教授)